

盛岡広域振興局長告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月12日

盛岡広域振興局長 杉原永康

理事

角掛三四郎 滝沢市柳原37番地